

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

個人立の医療機関等が参加法人等として参加できる地域医療連携推進法人
に関する留意点について（事前連絡）

令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域医療連携推進法人制度の一部見直しについて、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。（改正の概要は別紙のとおり。）

医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）及び関係通知の改正については追ってご連絡いたしますが、現行の地域医療連携推進法人が移行する場合を含め個人立の医療機関等が参加法人等として参加できる地域医療連携推進法人に関する留意点について、下記のとおり、あらかじめご連絡いたしますので、御了知の上、関係団体及び既設の地域医療連携推進法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 定款において、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定める必要があること。なお、今般の改正を踏まえた定款例についても関係通知の改正に併せて追ってお示しする予定であること。
2. 「1」の内容を定款に定めている場合には、参加法人等が地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない重要事項から、予算の決定又は変更、借入金の借入れ及び定款又は寄附行為の変更について除外することができること。

3. 「1」の内容を定款に定め、最終会計年度（医療法第70条の14により読み替えて準用する同法第51条第1項に規定する事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第6項の承認を受けた直近の会計年度をいう。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額及び最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が基準に該当しない場合には、外部監査を必須としないこと。なお、基準は、外部監査の実施が義務付けられる医療法人の基準（医療法施行規則第33条の2第1項1号）を参考に定める予定であること。
4. 既設の地域医療連携推進法人が、「1」の内容を定める定款変更の認可申請を行う場合には、「現に貸付等を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がないことを証する書類」（様式は関係通知の改正に併せてお示しする予定。）の添付が必要であること。また、都道府県知事においては、地域医療連携推進法人の社員総会において、参加法人等に対する貸付等を行うことができなくなることについて説明が行われていることを確認すること。
5. 3月31日決算日の既設の地域医療連携推進法人であって、「4」について令和6年3月31日までに定款変更の認可を受け、令和5年4月1日から開始する会計年度について「3」に該当する場合は、令和6年4月1日から開始する会計年度について外部監査を必須としないこと。

地域医療連携推進法人制度の見直し

(別紙)

【見直し内容】

○ 個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入

- 個人立医療機関は個人用資産と医療用資産の分離が困難であること等に鑑み、カネの融通（「資金の貸付」「出資」）は不可（ヒト・モノのみ）とする。
- カネの融通をしない場合には、公認会計士又は監査法人による外部監査を原則として不要とし、また、参加法人が重要事項を決定する場合の地域医療連携推進法人への意見照会のうち、一部を不要（※）とする。

（※）意見照会が不要となる事項は①予算の決定又は変更、②借入金借り入れ、③定款又は寄付行為の変更。

○ その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和

- 具体的には、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及びその際の都道府県医療審議会への意見聴取を、再任時には不要とする。

【施行日】 令和6年4月1日

地域医療連携推進法人（新たな仕組み）

※赤字箇所が現行制度との相違点

